

加算料金（ご利用者の状況等に応じて加算されます。※印はすべて方が該当します。）

R1.10現在

	項目	金額(2割)	内容
※	初期加算	61円/日	入所後、30日に限り算定
※	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	—	介護人材確保のための取り組み。施設サービス費と加算の合計に対し3.9%に相当する単位数
※	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	—	介護人材確保のための更なる取り組み。施設サービス費と加算の合計に対し1.7%に相当する単位数
※	口腔衛生管理体制加算	61円/月	介護職員が歯科衛生士の指導の下、口腔ケアを行っている場合
※	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅰ）	69円/日	在宅支援が一定の要件を満たした基本型の場合
	短期集中リハビリテーション実施加算	487円/日	入所の日から起算して3ヶ月以内に集中的にリハビリを行った場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	487円/日	認知症と診断がある方に対し3ヶ月以内に集中的なリハビリを行った場合。週3回限度
	療養食加算	12円/食	医師の指示に基づき、療養食を提供した場合。経口移行加算又は経口維持加算の併算定可能
	再入所時栄養連携加算	812円/月	再入所時に医療機関の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を作成した場合
	低栄養リスク改善加算	609円/月	低栄養リスクの高い入所者に対し、改善する為の計画を作成した場合
	経口移行加算	57円/日	医師の指示に基づき、経管栄養から経口摂取を進めるための栄養管理を行った場合
	経口維持加算（Ⅰ）	812円/月	摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる方に経口による継続的な食事の摂取を進める場合
	経口維持加算（Ⅱ）	203円/月	経口での継続的な食事の摂取を支援するための観察、会議に医師、歯科衛生士が加わる場合
	排せつ支援加算	203円/月	排せつに介助を要する入所者に対し、支援計画を作成して支援した場合
	褥瘡マシメト加算	21円/月	褥瘡発生を予防するための定期的な評価と管理を実施した場合

	外泊時費用（1ヶ月に6日を限度）	734円/日	外泊をした場合、初日と最終日以外を算定
	外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）	1,623円/日	居宅における外泊時に在宅サービスを利用する場合
	所定疾患施設療養費Ⅱ（1ヶ月に7日を限度）	974円/日	研修を受けた施設医師が、肺炎、尿路感染症、带状疱疹などについて投薬、検査、処置を行った場合
	緊急時治療管理（1ヶ月に3日を限度）	1,051円/日	救命救急医療が必要な時に緊急的な治療管理として投薬、検査、処置等を行った場合
	ターミナルケア（死亡日）	3,347円/日	医師が医学的判断見解に基づき回復の見込みがないと診断した方について、医師、看護師、介護職員等が共同して、利用者の状態又は家族の求め等に応じ随時説明を行い、同意を得てターミナルケアを行った場合
	ターミナルケア（死亡日以前2日前又は3日）	1663円/日	
	ターミナルケア（死亡日以前4日以降30日以下）	325円/日	

	かかりつけ医連携薬調整加算	254円/回	かかりつけ医の同意のもと薬剤を調整した場合
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）	913円/回	退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合
	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）	974円/回	上記に加え生活機能の改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	退所時情報提供加算	1,014円/回	退所時に主治医に診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合
	退所前連携加算	1,014円/回	居宅介護支援事業者への情報提供と連携調整を行った場合
	試行的退所時指導加算	812円/回	試行的な退所に係る退所時指導を行う場合
	老人訪問看護指示加算	609円/回	退所時に医師が診療に基づき、訪問看護の利用が必要であると認め、訪問看護指示書を交付した場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算（Ⅱ）	94円/日	在宅支援が一定の要件を満たした在宅強化型の場合

*上記の金額は、1単位＝10.14円（7級地）で計算したものです。端数処理により若干の金額の違いが生じることがあります。予めご了承ください。